

Rise International Tech-Trading Limited 御中

2020年8月17日

〒376-0011

群馬県桐生市相生町三丁目120番地6

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会

理事長 斎藤 匠

TEL 0277-55-1400

FAX 0277-55-1429

## 申 入 書

### 第1 はじめに

当会は、消費者被害の予防等を目的として、交渉ないし訴訟により、不当条項や不当勧誘等の差し止め請求を行うことができる適格消費者団体です。詳しくは、同封した消費者庁発行のパンフレットをご確認ください。

この度、貴社がインターネット上で販売している商品（Slime TIME。以下「本件商品」といいます。）に関するウェブページ<sup>1</sup>（以下「本件ウェブページ」といいます。）の記載で、景品表示法5条2号に違反すると考えられる表示等がされているため、以下の通り申入れを致します。

---

<sup>1</sup> [https://bea-lthy.net/product-buy-form/slimetime\\_21\\_a2\\_w#cta](https://bea-lthy.net/product-buy-form/slimetime_21_a2_w#cta)  
[https://bea-lthy.net/product-buy-form/slimetime\\_21\\_a2\\_pop](https://bea-lthy.net/product-buy-form/slimetime_21_a2_pop)

## 第2 申入れの趣旨

当会は、貴社に対し、以下の対象となる表示の削除を申入れます。

### 1 表示媒体

本件ウェブページ

### 2 対象商品

本件商品

### 3 対象となる表示

- (1) 「初回1袋無料」「このページ限定初回特別¥0無料で購入」「初回限定特別価格 通常料金7,100円 無料」「初回限定特別価格無料¥0」「初回無料で購入」など、少なくとも2回目分までの購入代金・送料を支払う必要があることを容易に認識できるように明示しないまま、あたかも初回分のみ無料で本件商品を購入できるかのような表示（添付資料1-1及び同1-2の各青枠部分参照。以下「対象表示①」という。）
- (2) 本件ウェブサイトから離れようとして表示される「15分だけのスペシャルタイムセール」「このPOPを見た方に限り初回価格¥0」「POPを見た方限定のスペシャルタイムセール」など、限定された時間でのみ本件商品を無料で購入できるかのような表示（添付資料2の青枠部分参照。以下「対象表示②」という。）

## 第3 申入れの理由

### 1 対象表示①について

#### (1) 問題点

ア 貴社は、本件ウェブサイトにおいて、「初回1袋無料」「このページ限定初回特別¥0無料で購入」「初回限定特別価格 通常料金7,100円 無料」「初回限定特別価格無料¥0」「初回無料で購入」など、少な

くとも2回目の購入代金・送料を支払う必要があることを容易に認識できるように明示しないまま、あたかも初回分のみ無料で本件商品を購入できるかのような表示をしています。

特に、「このページ限定初回特別¥0無料で購入」は緑色の枠内で本件ウェブサイト上で繰り返し表示されており、文言は、色鮮やかに大きな文字で強調して表示されています。

また、「初回限定特別価格無料¥0」についても、「無料¥0」の部分が非常に大きな赤色の文字で強調されて表示されています。

イ しかし、実際には、本件ウェブサイトには、上記の強調表示とは別枠で、かつ、かなり小さな文字で、「2回目までのご請求額をお支払い後は…ご解約いただけます」「総額39,900円（税別）のお支払いとなります」との記載があり、消費税を合わせれば、4万3890円の負担を強いられることになります。初回分のみ無料で本件商品を購入できるかのような記載は、事実と反するものと言わざるを得ません。

## (2) 有利誤認表示（景品表示法5条2号）に該当すること

ア 消費者庁作成「打消し表示に関する実態調査報告書」18頁では、「例えば、打消し表示の文字が小さい場合や、打消し表示の配置場所が強調表示から離れている場合、打消し表示が表示されている時間が短い場合等、打消し表示の表示方法に問題がある場合、一般消費者は打消し表示に気付くことができないか、打消し表示を読み終えることができない。」とされています。

イ これを本件ウェブサイトについてみると、「2回目までのご請求額をお支払い後は…ご解約いただけます」「総額39,900円（税別）のお支払いとなります」との記載は、鮮やかな緑色で「このページ限定初回特別¥0無料で購入」と表示された部分の枠内には記載されておらず、当該緑色の枠から相当離れた場所に記載されており、消費者の目にとま

りににくい記載となっております。また、「初回限定特別価格無料¥0」との記載の比較的近くに「2回目までのご請求額をお支払い後は…ご解約いただけます」の記載はあるものの、「無料¥0」の記載に比べて半分未満のポイントで小さく記載されているのみであり、明らかに消費者の目にとまりにくい状況となっております。さらに、「お申し込みの前に必ずご確認ください」との記載の真下に「毎回自動的にお届けする定期コースです」との記載はあるものの、その記載の真下に「初回限定特別価格通常価格~~7100円~~無料」との赤枠や赤文字で強調された表示があり、消費者としては、「初回限定特別価格通常価格~~7100円~~無料」との表示ばかりに意識が向けられる結果、「毎回自動的にお届けする定期コースです」との記載を見落とす可能性が非常に高い状況と言わざるを得ません。

このような記載では、消費者は、少なくとも2回目分までの金額（39,900円（税別））の支払が必要であるとの購入条件を見落としたまま本件商品を購入する可能性が非常に高いといえます。

ウ したがって、貴社の行っている対象表示①は、本件商品を無料で購入可能であるかのように示す点で「商品…の取引条件について…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認させる表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」（景品表示法5条2号）に該当します。

(2) よって、当会は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、同法30条1項に基づき、表示を削除するよう申し入れます。

## 2 対象表示②について

(1) 問題点

貴社は、本件ウェブサイトにおいて、本件ウェブサイトから戻ろうとす

ると、「15分だけのスペシャルタイムセール」「このPOPを見た方に限り初回価格￥0」「POPを見た方限定のスペシャルタイムセール」など、限定された時間でのみ本件商品を無料で購入できるかのような表示をしています。しかし、当会において、15分経過後も、再度本件ウェブサイトにアクセスしたところ、同様の表示がされていることを確認しており、15分限定で無料購入できるという表示が虚偽であることがわかります。

(2) 有利誤認表示（景品表示法5条2号）に該当すること

対象表示②は、消費者に、15分以内に購入しなければ本件商品を無料で購入することができないとの誤認を生じさせる可能性が高いものと言わざるを得ません（なお、実際には、本件商品を無料で購入できることはなく、少なくとも39,900円（税別）の負担を強いられることは対象表示①で述べた通りです。）。

ゆえに、貴社の行っている対象表示②は、「商品…の取引条件について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」（景品表示法5条2号）に該当します。

(3) よって、当会は、貴社に対し、上記景品表示法違反の表示につき、同法30条1項に基づき、表示を削除するよう申し入れます。

#### 第4　まとめ

以上より、貴社の本件ウェブサイト上で販売している本件商品についての対象表示①及び対象表示②は、いずれも、景品表示法5条2号の有利誤認表示に該当します。したがって、当会は、貴社に対し、対象表示①及び対象表示②の速やかな削除を申入れます。

つきましては、本書面をご検討いただき、2020年9月30日までに書

面にてご回答くださいますようお願い致します。

以 上